

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本中央	松本市筑摩2丁目33番15号	ニチイケアセンター松本中央	アイリスケアセンター松本中央	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本笹賀	松本市笹賀3967番地3	ニチイケアセンター松本笹賀	アイリスケアセンター松本笹賀	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本島立	松本市島立1127番地5吉澤ビル2階	ニチイケアセンター松本島立	アイリスケアセンター松本島立	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本桐	松本市桐3丁目2番地45山本ビル2階	ニチイケアセンター松本桐	アイリスケアセンター松本桐	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本寿	松本市寿中1丁目5番33号	ニチイケアセンター松本寿	アイリスケアセンター松本寿	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンターおかや	岡谷市長地権現町1丁目7番26	ニチイケアセンターおかや	アイリスケアセンターおかや	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター伊那	伊那市伊那部字上新田2767番地1	ニチイケアセンター伊那	アイリスケアセンター伊那	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川中河原4245番地1	ニチイケアセンターすわ	アイリスケアセンターすわ	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター佐久	佐久市岩村田5010番地1	ニチイケアセンター佐久	アイリスケアセンター佐久	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンターなかごみ	佐久市中込字中原3639番地35	ニチイケアセンターなかごみ	アイリスケアセンターなかごみ	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター聖	千曲市八幡3538番地1	ニチイケアセンター聖	アイリスケアセンター聖	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンターとうみ	東御市本海野1752番地3	ニチイケアセンターとうみ	アイリスケアセンターとうみ	平成19年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第294号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問看護	飯田市	飯田市大久保町2534番地	飯田市高松訪問看護ステーション	飯田市上郷黒田341番地	平成19年2月28日
訪問看護	財団法人松本市福祉公社	松本市元町3丁目7番1号	財団法人松本市福祉公社	松本市元町3丁目7番1号	平成19年3月31日
通所介護	社会福祉法人浪合村社会福祉協議会	下伊那郡阿智村浪合1335番地	浪合村えんばな通所介護事業所	下伊那郡阿智村浪合1335番地	平成18年3月31日

短期入所生活介護	伊那市	伊那市伊那部3050番地	特別養護老人ホームみすず寮	伊那市美篤7164番地2	平成19年3月31日
介護老人福祉施設	伊那市	伊那市伊那部3050番地	特別養護老人ホームみすず寮	伊那市美篤7164番地2	平成19年3月31日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護予防訪問看護	飯田市	飯田市大久保町2534番地	飯田市高松訪問看護ステーション	飯田市上郷黒田341番地	平成19年2月28日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人中条村社会福祉協議会	上水内郡中条村大字中条2549番地2	中条村地域包括支援センター	上水内郡中条村大字日高3964番地2	平成19年3月31日

地域福祉課

## 長野県告示第295号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。  
平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
北信総合病院	中野市西1-5-63	平成19年5月1日

障害福祉課  
健康づくり支援課

## 長野県告示第296号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

第3第1項第2号及び第4号中「作業路」を「作業道等」に改める。

第3第1項第13号を同項第14号とし、同項第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の(3)のクに基づき査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算し査定した補助金額との差額を返還すること。

第10中「木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、」を削る。

別表を次のように改める。

(別表) (第2関係)

事業の種類		経費	補助率
信州の森林づくり事業	森林環境保全整備事業	<p>1 公的森林整備推進事業</p> <p>市町村、森林整備法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により選定された事業者(以下「PFI事業者」という。)が知事の承認を受けた市町村森林整備事業計画(以下「市町村森林整備計画」という。)に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、PFI事業者については、市町村有林で行うものに限る。</p> <p>(1) 育成単層林整備事業</p> <p>ア 整理伐事業</p> <p>イ 人工造林事業</p> <p>ウ 単層林改良事業</p> <p>エ 保育(植栽型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(1) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 倒木起こし事業</p> <p>(エ) 除・間伐事業</p> <p>(オ) 枝打ち事業</p> <p>オ 保育(天然更新型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(1) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 除・間伐事業</p> <p>カ 育成単層林作業道事業</p> <p>(2) 育成複層林整備事業</p> <p>ア 整理伐事業</p> <p>イ 人工林整理伐事業</p> <p>ウ 受光伐事業</p> <p>(7) 抜き伐り事業</p> <p>(1) 枝払い事業</p> <p>エ 樹下植栽等事業</p> <p>オ 複層林改良事業</p> <p>カ 保育(植栽型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(1) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 倒木起こし事業</p> <p>(エ) 除・間伐事業</p> <p>キ 保育(天然更新型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(1) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 除・間伐事業</p> <p>ク 育成複層林作業道事業</p> <p>(3) 機能増進保育事業</p> <p>ア 抜き伐り等事業</p> <p>イ 機能増進保育作業道事業</p> <p>(4) 特定間伐事業</p> <p>(5) 長期育成循環整備事業</p> <p>ア 誘導伐事業</p> <p>(7) 抜き伐り事業</p> <p>(1) 枝払い事業</p> <p>イ 樹下植栽等事業</p> <p>ウ 長期育成循環改良事業</p> <p>エ 保育(植栽型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(1) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 倒木起こし事業</p> <p>(エ) 除・間伐事業</p> <p>オ 保育(天然更新型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(1) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 除・間伐事業</p> <p>カ 長期育成循環作業道事業</p> <p>(6) 付帯施設等整備事業</p> <p>ア 鳥獣害防止施設等整備事業</p> <p>イ 林内作業場及び林内かん水施設整備事業</p> <p>ウ 林床保全整備事業</p>	10分の5以内

- 2 流域育成林整備事業  
 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等（森林整備法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の第11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費
- (1) 育成単層林整備事業  
 ア 整理伐事業  
 イ 人工造林事業  
 ウ 単層林改良事業  
 エ 保育（植栽型）事業  
 (7) 下刈事業  
 (4) 雪起こし事業  
 (9) 倒木起こし事業  
 (1) 除・間伐事業  
 (4) 枝打ち事業  
 オ 保育（天然更新型）事業  
 (7) 下刈事業  
 (4) 雪起こし事業  
 (9) 除・間伐事業  
 カ 育成単層林作業道事業
- (2) 育成複層林整備事業  
 ア 整理伐事業  
 イ 人工林整理伐事業  
 ウ 受光伐事業  
 (7) 抜き伐り事業  
 (4) 枝払い事業  
 エ 樹下植栽等事業  
 オ 複層林改良事業  
 カ 保育（植栽型）事業  
 (7) 下刈事業  
 (4) 雪起こし事業  
 (9) 倒木起こし事業  
 (1) 除・間伐事業  
 キ 保育（天然更新型）事業  
 (7) 下刈事業  
 (4) 雪起こし事業  
 (9) 除・間伐事業  
 ク 育成複層林作業道事業
- (3) 機能増進保育事業  
 ア 抜き伐り等事業  
 イ 機能増進保育作業道事業
- (4) 特定間伐事業
- (5) 長期育成循環整備事業  
 ア 誘導伐事業  
 (7) 抜き伐り事業  
 (4) 枝払い事業  
 イ 樹下植栽等事業  
 ウ 長期育成循環改良事業  
 エ 保育（植栽型）事業  
 (7) 下刈事業  
 (4) 雪起こし事業  
 (9) 倒木起こし事業  
 (1) 除・間伐事業  
 オ 保育（天然更新型）事業  
 (7) 下刈事業  
 (4) 雪起こし事業  
 (9) 除・間伐事業  
 カ 長期育成循環作業道事業
- (6) 付帯施設等整備事業  
 ア 鳥獣害防止施設等整備事業  
 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備事業  
 ウ 林床保全整備事業

10分の4以内

	<p>3 森林空間総合整備事業 市町村が知事の承認を受けた森林空間総合整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 全体計画調査事業</p> <p>(2) 共生環境整備事業</p> <p>ア 森林環境教育促進整備事業</p> <p>イ 森林健康促進整備事業</p> <p>ウ 里山林機能強化整備事業</p> <p>(3) 付帯施設整備事業</p> <p>ア 森林環境教育促進整備事業</p> <p>イ 森林健康促進整備事業</p> <p>ウ 里山林機能強化整備事業</p> <p>(4) 林内歩道等整備事業</p> <p>(5) 用地等取得事業</p>	10分の7以内。ただし、用地等取得事業については10分の4以内
	<p>4 絆の森整備事業</p> <p>(1) 市民参加型整備事業</p> <p>ア 行政支援タイプ事業 市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(7) 全体計画調査事業</p> <p>(4) 共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業</p> <p>(9) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業</p> <p>(イ) 林内歩道等整備事業</p> <p>(ホ) 用地等取得事業</p> <p>イ 市民主導タイプ事業 森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者を除く。）又は森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(7) 共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業</p> <p>(4) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業</p> <p>(9) 林内歩道等整備事業</p> <p>ウ 市民開放タイプ事業 森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けたもの又は市町村と森林整備に関する協定を締結したものが市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(7) 共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業</p> <p>(4) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業</p> <p>(9) 林内歩道等整備事業</p> <p>(2) 野生生物共生林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体又は森林施業計画の認定を受けた者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 共生環境整備事業 野生生物共生林整備事業</p> <p>イ 付帯施設整備事業 野生生物共生林整備事業</p> <p>ウ 林内歩道等整備事業</p> <p>エ 用地等取得事業</p>	10分の7以内。ただし、用地等取得事業については10分の4以内
	<p>5 保全松林緊急保護整備事業</p> <p>(1) 保全松林健全化整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知。以下「松くい虫被害対策事業実施要領」という。）に基づき、公益的機能の高い松林の整備のために行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>衛生伐事業</p> <p>ア 不用木等の除去・処理事業</p> <p>イ 衛生伐作業道事業</p> <p>(2) 松林保護樹林帯造成事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が松くい虫被害対策事業実施要領に基づき、樹種転換を行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 育成単層林整備事業</p> <p>(7) 整理伐事業</p>	10分の7以内

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(j) 人工造林事業</li> <li>(k) 単層林改良事業</li> <li>(l) 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 倒木起こし事業</li> <li>d 除・間伐事業</li> <li>e 枝打ち事業</li> </ul> </li> <li>(m) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(n) 土壌改良事業</li> <li>(o) 育成単層林作業道事業</li> <li>イ 育成複層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 整理伐事業</li> <li>(4) 複層林改良事業</li> <li>(f) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(i) 土壌改良事業</li> <li>(k) 育成複層林作業道事業</li> </ul> </li> <li>ウ 付帯施設等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣害防止施設等整備事業</li> </ul> </li> </ul>	
		<p>6 特定森林造成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定林地改良事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が知事の承認を受けた市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</li> <li>ア 特定林地改良事業</li> <li>イ 特定林地作業道事業</li> <li>ウ 付帯施設等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣害防止施設等整備事業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 耕作放棄地等森林造成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</li> <li>ア 育成単層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 整理伐事業</li> <li>(4) 人工造林事業</li> <li>(k) 単層林改良事業</li> <li>(l) 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 倒木起こし事業</li> <li>d 除・間伐事業</li> <li>e 枝打ち事業</li> </ul> </li> <li>(m) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 除・間伐事業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 育成複層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 整理伐事業</li> <li>(4) 受光伐事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 抜き伐り事業</li> <li>b 枝払い事業</li> </ul> </li> <li>(g) 樹下植栽等事業</li> <li>(i) 複層林改良事業</li> <li>(k) 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 倒木起こし事業</li> <li>d 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(h) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>(j) 育成複層林作業道事業</li> </ul> </li> <li>ウ 付帯施設等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 鳥獣害防止施設等整備事業</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>10分の4以内。ただし、特定林地改良事業については10分の7以内</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 林内作業場及び林内かん水施設整備事業</li> <li>(5) 生育環境補完整備事業</li> <li>(3) 造林未済地緊急造林事業 市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 育成単層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 人工造林事業</li> <li>(4) 単層林改良事業</li> <li>(5) 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 倒木起こし事業</li> <li>d 除・間伐事業</li> <li>e 枝打ち事業</li> </ul> </li> <li>(イ) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 除・間伐事業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 育成複層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 複層林改良事業</li> <li>(4) 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下刈事業</li> <li>b 雪起こし事業</li> <li>c 除・間伐事業</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
	<p>7 被害地等森林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 育成単層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 整理伐事業</li> <li>イ 人工造林事業</li> <li>ウ 単層林改良事業</li> <li>エ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 下刈事業</li> <li>(4) 雪起こし事業</li> <li>(5) 倒木起こし事業</li> <li>(イ) 除・間伐事業</li> <li>(4) 枝打ち事業</li> </ul> </li> <li>オ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 下刈事業</li> <li>(4) 雪起こし事業</li> <li>(5) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>カ 育成単層林作業道事業</li> </ul> </li> <li>(2) 育成複層林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 整理伐事業</li> <li>イ 受光伐事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 抜き伐り事業</li> <li>(4) 枝払い事業</li> </ul> </li> <li>ウ 樹下植栽等事業</li> <li>エ 複層林改良事業</li> <li>オ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 下刈事業</li> <li>(4) 雪起こし事業</li> <li>(5) 倒木起こし事業</li> <li>(イ) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>カ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 下刈事業</li> <li>(4) 雪起こし事業</li> <li>(5) 除・間伐事業</li> </ul> </li> <li>キ 育成複層林作業道事業</li> </ul> </li> <li>(3) 機能増進保育事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 抜き伐り等事業</li> <li>イ 機能増進保育作業道事業</li> </ul> </li> <li>(4) 付帯施設等整備事業 鳥獣害防止施設等整備事業</li> </ul>	10分の4以内



森林居住環境整備事業	<p>里山エリア再生交付金事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等又は森林所有者の団体が知事の承認を受けた里山エリア再生計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 居住地森林環境整備事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居住地周辺森林整備事業</li> <li>(2) 路側樹林帯整備事業</li> <li>(3) 林内歩道等整備事業</li> <li>(4) 付帯施設整備事業</li> </ol> </li> <li>2 里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け17林整第1020号林野庁長官通知)に基づき、居住環境基盤整備事業と組み合わせて実施する居住地森林環境整備事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居住地周辺森林整備事業</li> <li>(2) 路側樹林帯整備事業</li> <li>(3) 林内歩道等整備事業</li> <li>(4) 付帯施設整備事業</li> </ol> </li> <li>3 地域創造型整備 <p>里山エリア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な整備</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居住地森林環境整備においては10分の4以内</li> <li>2 地域創造型整備においては、経費に査定係数を乗じた額の2分の1以内</li> </ol>
間伐対策事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業のうち、市町村が当該事業に係る経費の全額を負担して行うものに要する経費(市町村有林に係る経費は除く。)</li> <li>2 森林整備法人が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の4以上の補助率で補助するものに要する経費(市町村有林に係る経費は除く。)</li> <li>3 財産区、一部事務組合、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は共有林代表者が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の7以上の補助率で補助するものに要する経費</li> </ol>	10分の4以内
県単森林災害復旧事業	<p>市町村、森林整備法人又は森林所有者の団体が市町村長が作成する事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 倒木・折損木整理事業</li> <li>(2) 倒木起こし事業</li> </ol>	10分の5以内
公的森林整備事業	<p>森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の事業実施主体のうち、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人が、長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)第19条第1項の規定により指定された森林整備保全重点地域又は里山地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 除・間伐事業</li> <li>(2) 機能増進保育事業</li> </ol>	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。
グレースの森創生事業	<p>市町村、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又は森林所有者の団体が知事の承認を受けたグレースの森創生事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 除・間伐事業</li> <li>(2) 看板等設置事業</li> </ol>	10分の10以内

森林整備課



長野県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行します。

なお、平成11年4月30日付け長野県告示第316号（法第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定後の工程の指定）は、平成19年6月19日限り廃止します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 中間検査を行う区域  
長野市、松本市及び上田市の区域を除く県下全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成19年6月20日から平成22年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模  
次にいずれかに該当するもの  
ア 主要構造部である柱又は梁の過半を鉄骨造としたもので、階数が3以上又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの  
イ 法別表第1の(1)から(4)までの項の(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、階数が3以上かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- 4 指定する特定工程
  - (1) 鉄骨造にあっては1階の建方工事
  - (2) 鉄骨造以外の構造にあっては2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事
- 5 指定する特定工程後の工程
  - (1) 鉄骨造にあっては、耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他の鉄骨の接合部を隠す工事
  - (2) 鉄骨造以外の構造にあっては、2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋コンクリートその他これに類するもので覆う工事
- 6 適用の除外  
法第68条の20の認証型式部材等を有する建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

建築管理課

長野県告示第298号

平成11年長野県告示第316号（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定後の工程の指定）の一部を次のとおり改正します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

1の(2)中「平成19年5月31日」を「平成19年6月19日」に改める。

建築管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際護身武道協会
- 3 代表者の氏名  
山田 香代
- 4 主たる事務所の所在地  
茅野市豊平3072番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年を含む地域住民、また多くの人々に対し、社会教育の推進を図る活動及び、子供の健全育成を図る活動並びに、日本の伝統文化である空手道・古武道・護身術・整体術の指導、普及に関する事業を行い、青少年の健全育成、地域住民の健康維持、伝統文化の普及、武道の発展、青少年がいいきと活動できる社会作りに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人クリミノン・ジャパン
- 3 代表者の氏名  
児島 敏子
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市追手町2丁目641番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う青少年及び一般社会人を対象として、日本人として必要な道徳意識を育成向上させるため、思いやりと良識を社会に広げる運動を展開させると共に、犯罪予防と犯罪者の福利更生活動の支援を通じ、日本人として誇りある社会の構築に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課